

## 医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律案に対する修正案要綱

### 一 医療情報の定義

医療情報の定義のうち、「子孫」を「子孫等」とすること。 (第二条第一項関係)

### 二 国民の理解の増進

国民の理解の増進のための活動の例示として、教育活動を追加すること。 (第五条関係)

### 三 罰則の引上げ

認定匿名加工医療情報作成事業者又は認定医療情報等取扱受託事業者の役員若しくは従業者又はこれらであった者が、正当な理由がないのに、その業務に関して取り扱った個人の秘密に属する事項が記録された医療情報データベース等を提供したときの罰則を引き上げ、二年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金又はその併科とすること。 (第四十四条関係)

### 四 検討

政府は、医療情報等又は匿名加工医療情報の漏えい等が生じた場合における本人又はその子孫その他の個人の権利利益の擁護の在り方について引き続き検討を行い、その結果に基づいて法制上の措置その他必

要な措置を講ずるものとする。

(附則第五条第一項関係)

五 その他所要の規定の整備を行うこと。